

認定事例

(災害補償課)

初期消火活動後、適応障害を発症した事案 (損害補償の対象)

1 災害を受けた者

A県B市 消防作業従事者(59歳)

2 職業

理容業

3 災害発生日

平成26年6月26日

4 傷病名

気道熱傷、嘔吐症、適応障害

5 災害発生状況

自宅にいた際、隣家の屋根からの火災と煙を確認。火元建物に進入し、充満する煙の中煙にむせかえりながら要救助者の確認のため1階から2階へ移動。そこにやってきた男性から消火器を求められ、1階に戻り消火器を2つ発見。1つを男性に渡し、自らも1つを手を持ち、屋根に上って消火活動。このとき、煙が自分に覆いかかり煙を吸い込んだ。しかし、それでも消火しきれず、男性から水を求められたため、火元建物内の浴槽から洗面器で水を搬送した。消防職員が到着して炎も治まったと思えば外に出たが、気持ち悪さ、息苦しさ、喉の違和感を訴えた。

6 経過

災害発生日に経過観察目的で1日入院。「明らかな検査異常なし。呼吸困難など呼吸器症状により、精神的なショックが大きいよう」であると診療録に記載あり。

災害発生日から3日後の6月29日朝ごろから、喉の痛み、声のかすれ、飲み込みに唾がたまる。身体の芯から震えが出て、刃物を使うので仕事が怖くてできないとの主訴あり。

翌日、病院に通院、心療内科又は精神科の受診を指示。

7月3日受診。食欲不振、睡眠良好、便通良

好。精神療法及び薬物療法を施行。

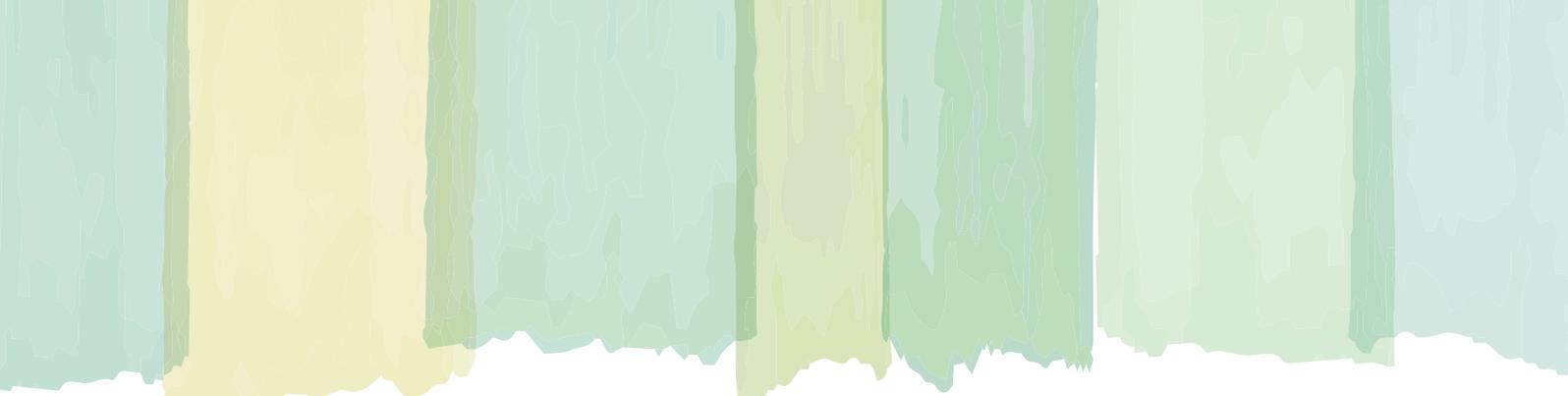
【説明】

適応障害が「公務と相当因果関係を持って発生したことが明らかな疾病」として取り扱うためには、公務によって当該疾患の発症原因とするに足る過重負荷を受けていたと医学的に認められることが必要であるとされている。その要件を労働者災害補償保険制度の例によれば、以下のとおりである。

- ① ICD-10第V章「精神および行動の障害」に分類される精神障害(器質性のもの及び有害物質に起因するものを除く)であって主としてF2からF4に分類されえる精神障害を発病していること。
- ② 当該精神障害の発症前おおむね6か月の間に、公務による強い心理的負荷が認められること。
- ③ 公務以外の心理的負荷及び個体側要因により当該精神障害を発病したとは認められないこと。

まず傷病名については、ICD-10のF4に該当するものであることから、「公務と相当因果関係を持って発生したことが明らかな疾病」である可能性があるものとなる。

では、本件消防作業従事による強い心理的負荷ととらえられるものがあるか否かについて、本人の活動を見ていくと、煙が充満する家屋の中に進入し、1階と2階を往復、消火器を用いた屋根の上での初期消火を実施後、鎮火に至らなかったことからさらに水を搬送する、といった具合にきわめて積極的に消火作業に従事されていることがわかる。これは、消防団員ではない一般人であることからいっても、その作業には強い心理的負荷が認められる。



一方、消防作業に従事したこと以外の出来事や個体側要因によって適応障害を発症した事実は認められない。

これらを総合的に勘案すると、本件発症前の消防作業従事状況に、②に掲げる消防作業による強い心理的負荷により、同①に掲げる精神障

害を発症したと認められ、かつ、同③に掲げる消防作業以外の心理的負荷及び個体側要因を認めないことから、消防作業が相対的に有力な原因として発症した「強度の精神的負荷を与える事象を伴う業務に従事したため生じた精神障害」と判断した。